

さいたま市立病院 Web サイト「トップページ」バナー広告募集要項

1 バナー広告を掲載する Web サイトの URL

さいたま市立病院トップページ <http://saitama-city-hsp.jp>

2 広告の種類及び範囲

- (1) Web サイトに掲載する広告は、バナー広告（さいたま市立病院 Web サイト内に表示される広告画像で、広告主の指定する Web サイトにリンクするものをいう。以下「広告」という）とする。
- (2) 掲載する広告の内容、広告主等の範囲については、別に定める要綱、基準、要領及びガイドラインに基づくものとする。
- (3) 病院事業においては、以下に定める業種又は事業者の広告について掲載しないものとする。
 - ① 医療機関及び薬局
 - ② 保険会社
 - ③ 墓地、墓石その他葬祭関係事業等に関するもの
 - ④ アルコール飲料に関するもの
 - ⑤ 医薬品・食品に関するもの
- (4) 同一の広告主が同時に2枠以上の広告は掲載できないものとする。

3 広告の企画

- (1) 大きさ 縦60ピクセル、横188ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメ可）、JPEG、PNG
- (3) データ容量 100KB以下
- (4) リンク先 広告主サイトのみとし、メーカーの起動やその他プログラム（Javaなど）は不可とする。

4 広告の掲載位置及び枠数

- (1) さいたま市立病院トップページの下部とする。
- (2) 広告の枠数は5枠とする。ただし、掲載位置の指定は病院が行うものとする。

5 広告の掲載期間

- (1) 広告を掲載する期間は1か月単位とし、複数月の掲載も可とする。
- (2) 広告掲載の開始日は月の初日とし、終了日は月の末日とする。ただし、広告掲載開始日及び終了日が土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日又は12月29日から

翌年1月3日までにあたる場合は、その翌日とする。

6 広告の募集方法及び申込方法

- (1) 広告の募集は病院ホームページ等で行うものとする。
- (2) 広告掲載を希望する場合は、「ホームページ広告掲載申込書」に必要事項を記入して、掲載希望月の2か月前の末日までに、さいたま市立病院庶務課に郵送で申込みをするものとする。

7 広告掲載料等

- (1) 1枠1か月 5,000円（消費税及び地方消費税別）とする。
- (2) 広告掲載料の支払いは、さいたま市立病院の発行する納入通知書によるものとし、掲載日前日までに一括して支払うものとする。

8 広告掲載にかかる要綱等

- 「さいたま市広告掲載要綱」
- 「さいたま市広告掲載基準」
- 「さいたま市ホームページ広告取扱要領」
- 「さいたま市ホームページバナー広告表現ガイドライン」

9 問い合わせ

さいたま市立病院 庶務課 総務係

電話番号：048-873-4236（直通）

FAX：048-873-5451

Eメール:hsp-jimukyoku-shomu@city.saitama.lg.jp